

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

○ 告 示	所管課(室)名
・高病原性鳥インフルエンザまん延防止のための緊急的な消毒の実施について	畜 産 課

告 示

長崎県告示第789号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のとおり消毒の実施を命ずる。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 実施する区域及び対象農場
県内全域の全ての家きん飼養農場
- 3 実施時期
令和2年12月16日（水）から令和2年12月25日（金）まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二一四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所